資料8

平成28年度からのこども通園センター利用手続き等の変更について

●こども通園センター利用手続き等に係る見直しについて

見直しの必要性

こども通園センターを利用する場合と民間事業所を利用する場合の手続きが異なり，また，両施設を利用する場合には両方の手続きが必要であるなど，現在のこども通園センター利用の流れは複雑になっており，整理が必要となっている。

取組の内容

1．こども通園センター利用手続きの簡略化

複雑となっているこども通園センターを利用する場合の現在の手続きを民間事業所を利用する場合と同じ手続きとすることで，こども通園センター利用手続きの簡素化を図る。

2．診断書等に代えることができる書類の導入

こども通園センター利用手続きを民間事業所利用の場合と同じにすることにより，療育の必要性を確認する書類として診断書等が必要となるが，4歳未満児の場合には幼児健康相談，乳幼児健康診査で医師から発行される連絡票でも対応できるものとし，こども通園センター利用の場合の新たな保護者負担を防ぐとともに，民間事業所利用の場合における手続きの簡略化・期間短縮・金銭面での負担軽減を図る。（4歳以上児は，医療機関や児童相談所に繋ぐ。）

※現在，発達支援相談室が果たしている保護者の障害受容を図るための機能は，平成28年からは子ども総合相談センターが受け持つことになる。

●相談からこども通園センター利用までの手続きイメージ図

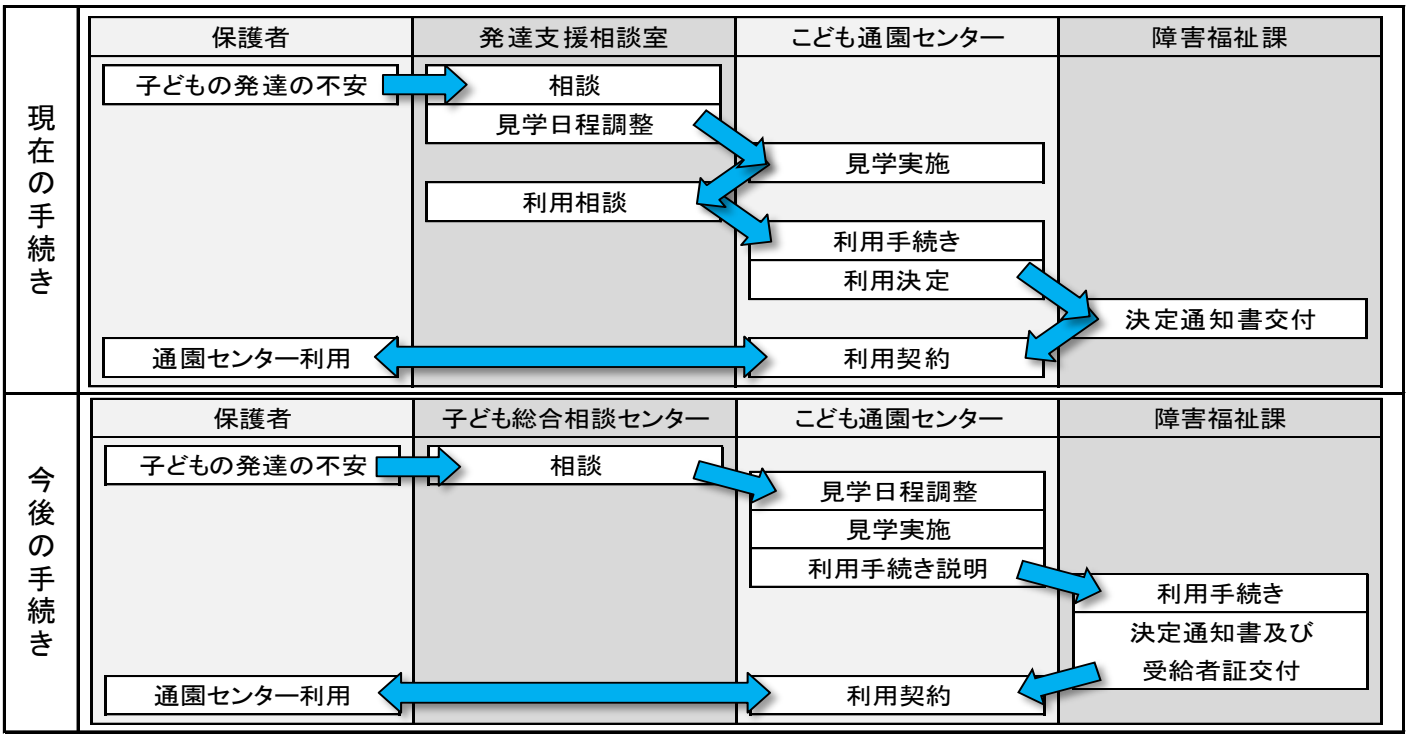

●子ども総合相談センターを中核とする相談機能と療育支援までの流れイメージ図

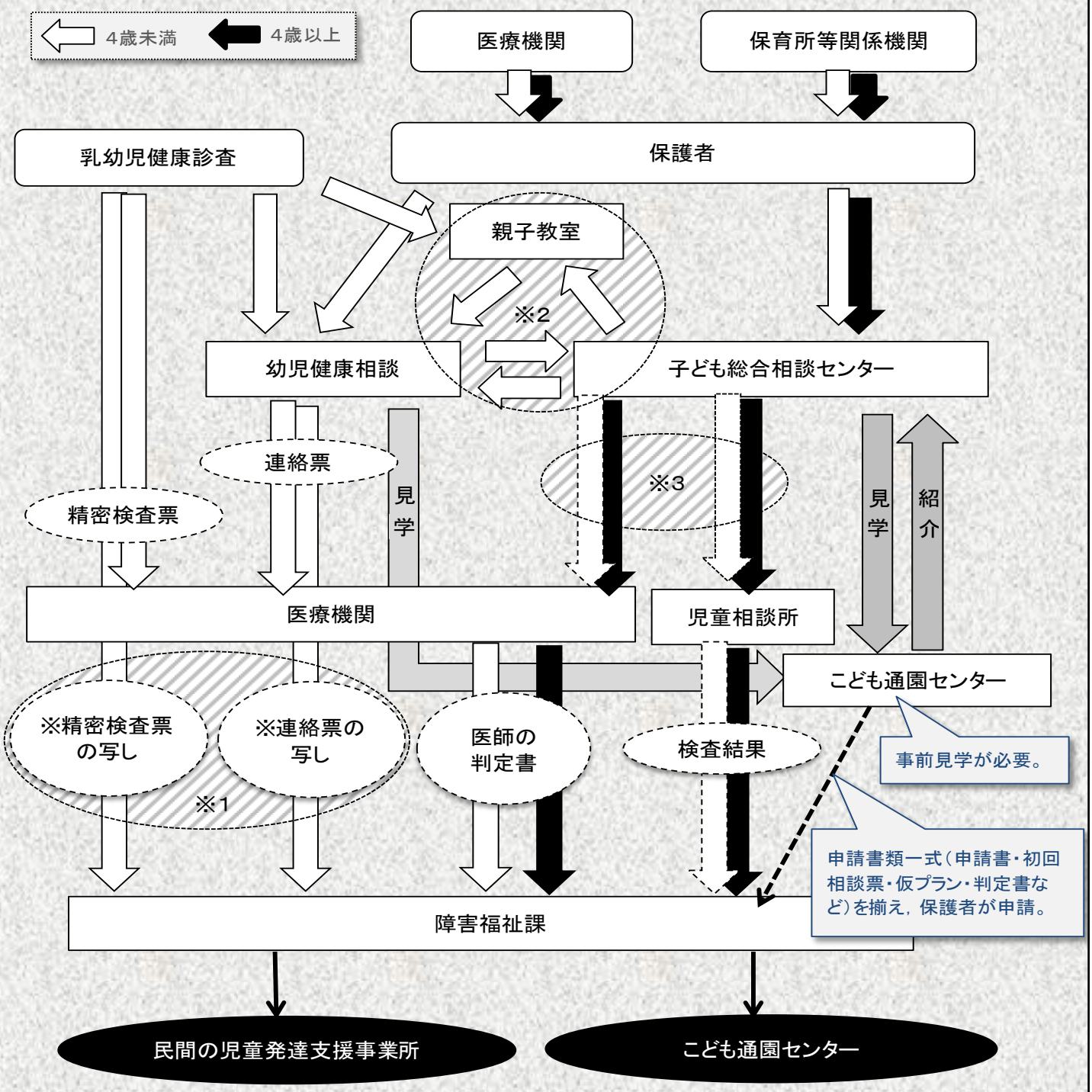

手続きの段階で利用に迷いが生じた場合は，子ども総合相談センターで相談・助言を行い，丁寧に保護者の受容を図っていく。

※1　精密検査票及び連絡票は，療育の必要性を明記している場合のみ写しを使用可。（民間事業所も同様の扱い。）また，これらの書類は，4歳未満の場合に用いることとする。

※2　子ども総合相談センターに来所した場合で，3歳未満の未就園児には親子教室を勧める。
また，親子教室の要件に該当しない場合は，幼児健康相談を予約し，医師の診察を受ける。

※3　4歳未満で幼児相談を希望しない場合は，医療機関や児童相談所を勧める。